

美唄市における週休2日工事の取扱いについて

1. 目的

昨今、建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題であり、若年技術者等の入職促進策として、建設現場における「週休2日」の確保などによる働き方改革の実現が求められている。

また、労働基準法の改定(平成31年4月施行)により、建設業において令和6年4月より罰則付時間外労働規制が適用となり、働き方改革として週休2日の確保が重要な課題となっている。

建設現場における「週休2日」を確保していくに当たり、週休2日による施工の実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

2. 適用

令和7年4月1日以降の入札から適用する。

3. 対象工事

対象工事は次のいずれかの方式を基本とする。

1) 週休2日工事【現場閉所】

現場閉所が可能な全ての工事を対象とする。

工期設定支援システム(国土交通省ホームページ掲載)を活用するなどして、週休2日による工期設定を行う。

2) 週休2日工事【交替制】

社会的要請や時間的な制約などにより現場閉所を行うことが困難な工事については【交替制】に基づき休日確保を推進する。

ただし、緊急工事など、週休2日による施工の実施に適さない工事は除くものとする。

週休2日による工期設定とは、準備・後片付け期間や不稼働日(休日、降雨・降雪日・猛暑、その他の要因による作業不能日)を適正に見込んだものである。

本取扱いに示す工事とは、美唄市が発注するすべての建設工事をいう。

4. 週休2日とは

1) 週休2日工事【現場閉所】

本工事における「月単位の週休2日【現場閉所】」とは対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所を行うことを、「通期の週休2日【現場閉所】」とは、対象期間において、土日・祝日に関わらず、4週8休以上の現場閉所を行うことをいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。

工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。なお、年末年始6日間(12/29、30、31、1/1、2、3)及び夏期休暇3日間(8/13、14、15)、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含まない。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月はその月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものと見なす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が28.5%(8日/28日)の水準に達する状態をいう。

2) 週休2日工事【交替制】

本工事における「月単位の週休2日【交替制】」とは対象期間において全ての月毎に技能者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保を、「通期の週休2日【交替制】」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者などが交替しながら4週8休以上の休日確保を行うことをいう。

対象期間とは、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間のことである。工事着手日とは、実際の工事のための現場における準備作業(現場事務所等設置や測量等)に着手する日をいう。工事完成日とは、後片付け作業(出来形測量や現場事務所、保安施設等の撤去等)が全て終了した日をいう。

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合(以下、「休日率」という。)が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。

5. 現場閉所とは

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業も含めて1日を通して現場作業を行っていない日をいう。

6. 発注方式

受注者が、工事着工前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む、受注者希望型での発注とする。

なお、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努める。

7. 補正方法

当初予定価格から月単位の4週8休を前提とした経費の積算を行い、現場閉所の達成状況の結果、月単位の4週8休に満たない場合は履行状況に応じて減額の設計変更を行う。

8. 補正係数の取扱いについて

月単位の週休2日工事を実施する対象工事の経費の補正は、北海道が定める「週休2日工事实施要領」または「営繕工事における週休2日工事实施要領」に準ずることとする。

9. 週休2日工事の実施における留意事項

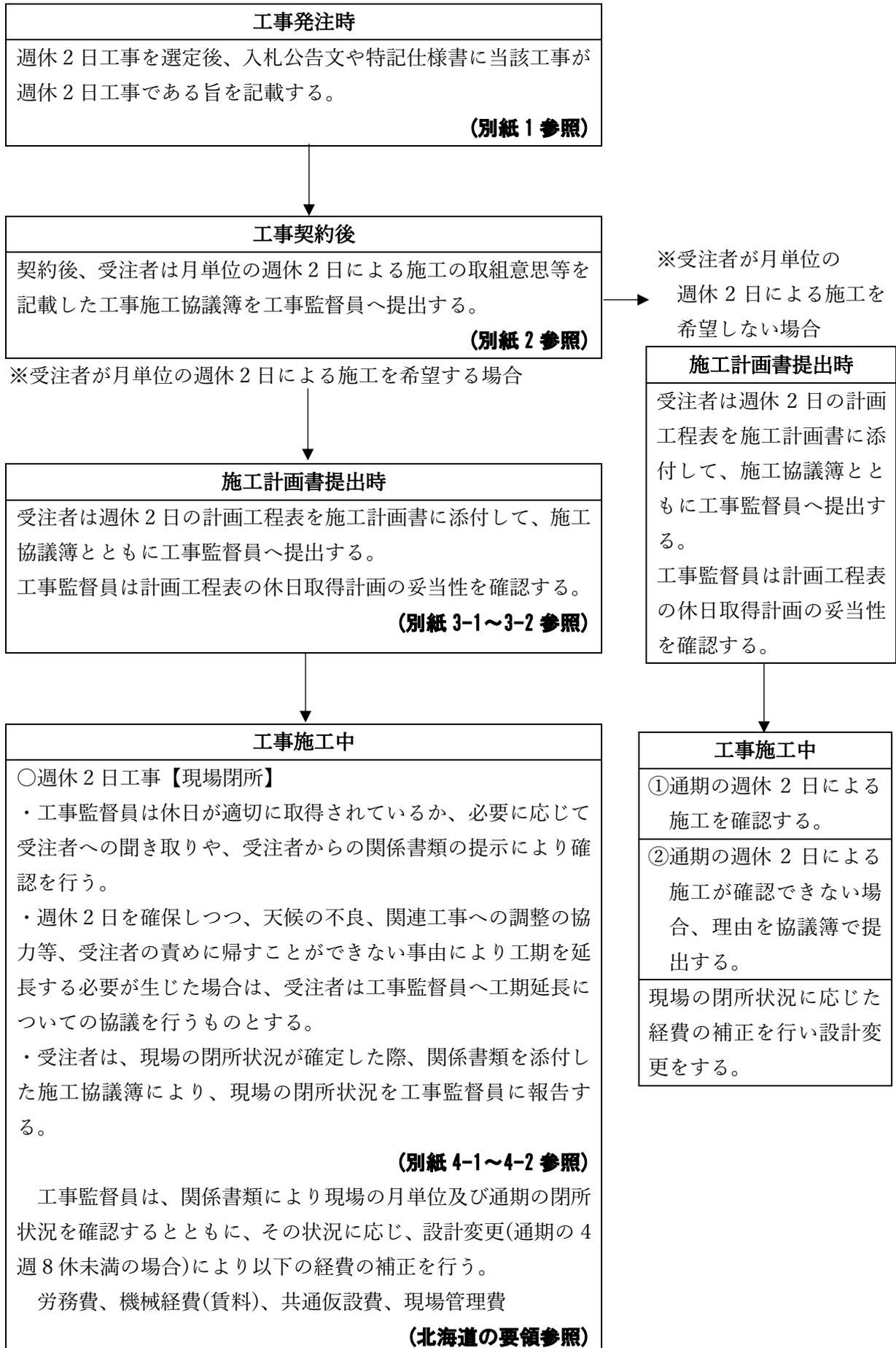
1) 週休2日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休2日による施工の実施にあたってはその趣旨に沿うよう努めるものとする。

- 2) 総合評価落札方式において、週休2日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。
- 3) 受注者は、計画的な休日の取得に努めるものとするが、現場の進捗状況等から降雨、降雪等による予定外の休工日を【現場閉所】の現場閉所日及び【交替制】の休日とすることも可とする。
- 4) 受注者は、地元対応や緊急対応など、やむを得ない場合は、監督員と協議のうえ、振替休日等により休日を取得することを可とする。
なお、現場内の安全確認等が必要な場合は、最低限の人員により対応することとする。
- 5) 発注者は、週休2日による施工が適切に実施されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行うものとする。
※関係書類として、日報、出勤簿、作業日誌、安全日誌等が考えられる。
- 6) 発注者は、災害対応等の緊急時を除き、休日の前日などに休日の作業が発生するような指示等を行わないこととする。
- 7) 週休2日工事【現場閉所】において、現場開所率が月単位の4週8休に満たない場合は履行状況に応じて工事別の以下の経費を減額補正する。なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。
《補正対象経費》
労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費
- 8) 週休2日工事【交替制】において、休日率が月単位の4週8休に満たない場合は労務費及び現場管理費を減額補正する。
なお、労務費の補正が明らかになっていない単価などについては補正の対象としない。
- 9) 週休2日工事【交替制】において、休日を除いた連続勤務1週(7日)以下で従事した技術者及び技能労働者は確認対象外とする。ただし、連続勤務1週(7日)以下であっても一定期間内で雇用(下請契約)しているなど、断続的であっても従事している技術者及び技能労働者については、対象工事以外を含めた期間中の勤務状況を確認するものとする。その場合については、対象工事で作業従事した開始日より1週(7日)毎を確認対象期間とする。
- 10) 週休2日は土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。

10. その他

この取り扱いに定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

11. 工事実施フロー



○週休2日工事【交替制】

- ・工事監督員は技術者及び技能労働者などの休日が適切に取得されているか、必要に応じて受注者への聞き取りや、受注者からの関係書類の提示により確認を行う。
- ・週休2日を確保しつつ、天候の不良、関連工事への調整の協力等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要が生じた場合は、受注者は工事監督員へ工期延長についての協議を行うものとする。
- ・受注者は、現場の休日状況が確定した際、関係書類を添付した施工協議簿により、技術者及び技能労働者などの休日状況を工事監督員に報告する。

(別紙5参照)

工事監督員は、関係書類により現場の月単位及び通期の休日状況を確認するとともに、その状況に応じ、設計変更により、労務費及び現場管理費の補正を行う。

(北海道の要領参照)

工事完了後

- ・工事監督員は、従前の施行成績評定のとおり、休日確保の観点で評価を行う。
- ・現場閉所による完全週休2日(土日)の実施、交替制による全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日の実施が確認できた場合、施行成績評定において評価する。

(別紙6参照)

1. 入札公告・指名通知書の記載例

入札の公告

「1 入札対象工事」に以下を追記する。

(10) 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事である。

受注者は契約後、月単位の週休 2 日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日に取り組む希望工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めること。

《総合評価方式により落札者を決定する場合》

「(番号)総合評価の方法」に以下を記載する。

総合評価落札方式において、週休 2 日の実施に関する技術提案・簡易な施工計画における技術的所見は、加點評価の対象としないものとする。

指名競争入札の指名通知書

「1. 競争入札に付する事項」に以下を追記する。

(4) 本工事は、「週休 2 日工事」の対象工事です。

※ 次の事項を承認の上、競争入札に参加してください。

ア 受注者は契約後、月単位の週休 2 日に取り組む旨を発注者と協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日に取り組む希望工事です。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めてください。

イ 実施方法等は特記仕様書によるものとします。

2. 特記仕様書の記載例

特記仕様書に以下の事項を記載すること。

○ 月単位の週休 2 日工事【現場閉所】の実施について

1. 本工事は、月単位の「週休 2 日工事」の対象工事である。
2. 受注者が月単位の週休 2 日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めること。
3. 月単位の週休 2 日とは、対象期間の全ての月において、土日・祝日に関わらず、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状況をいう。

対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間及び夏期休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当

する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは対象期間に含まない。工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定するものとする。

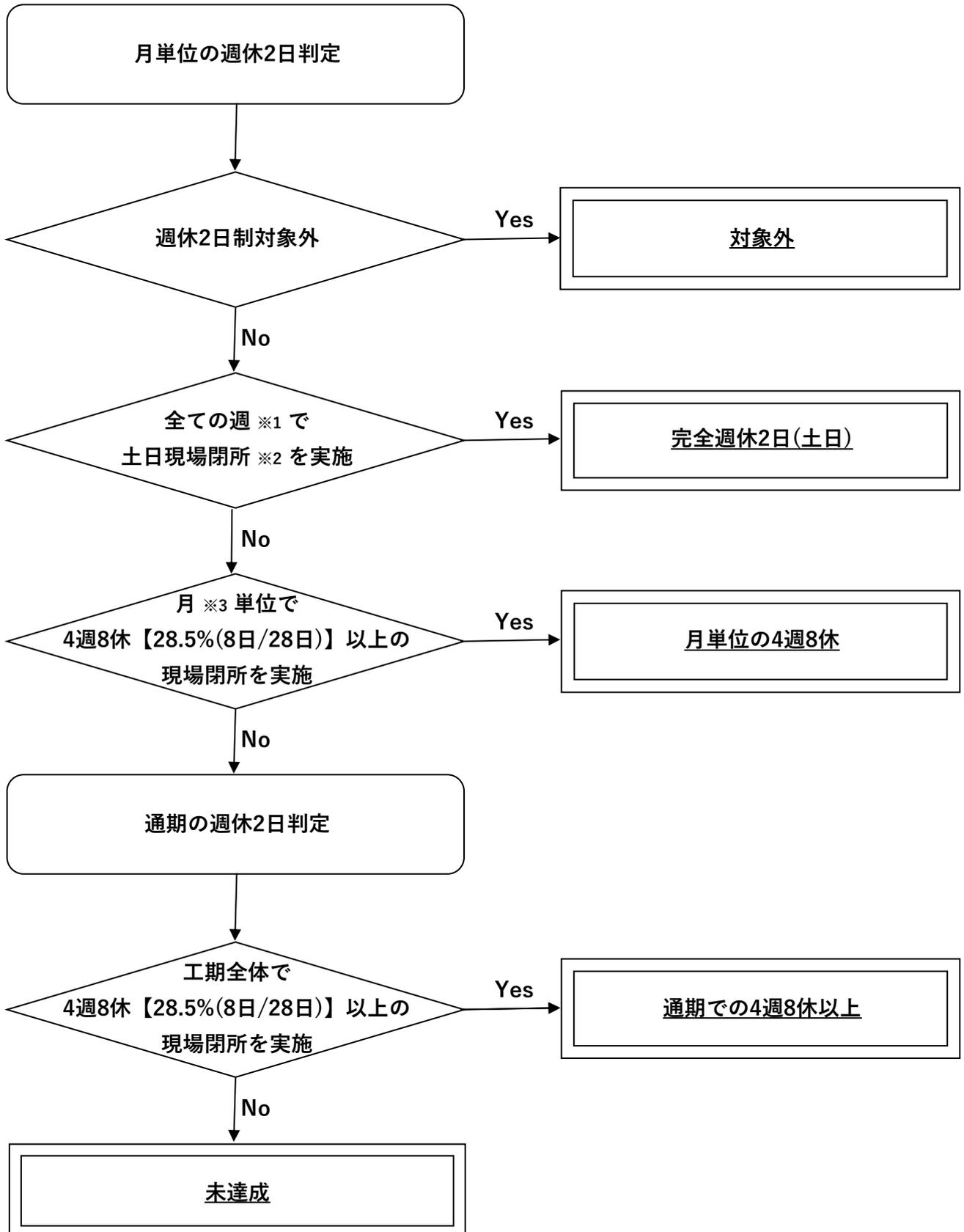
4. 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上の必要な作業を行う場合を除き、現場が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪などによる予定外の現場閉所日についても現場閉所日に含めるものとする。
5. 月単位の 4 週 8 休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」)が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

通期の 4 週 8 休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8 日/28 日)の水準の状態をいう。

6. 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
7. 週休 2 日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休 2 日の計画工程表を施工計画書に添付し発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
8. 週休 2 日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
9. 現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数を、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に乗じる。市場単価方式についても、現場の閉所状況に応じて補正係数を乗じるものとする。ただし、土木工事標準積算基準書(共通編)第 VI 編第 II 章市場単価に掲載されている工種のみ補正対象とする。なお、その他労務費分が明らかとなっていない単価等については、補正の対象としない。
 - 1) 現場の閉所状況
上記 5 に示した現場の閉所状況を達成した場合。
 - 2) 補正方法
当初予定価格から月単位における 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、補正係数を乗じない。
10. 週休 2 日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響は出ないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

- 月単位の週休 2 日工事【交替制】の実施について
1. 本工事は、月単位の「週休 2 日工事」の対象工事である。
 2. 受注者が月単位の週休 2 日の施工を行う希望がある場合、工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨の協議を行い、協議が整った場合に月単位の週休 2 日での施工を行う工事である。なお、月単位の週休 2 日が達成できない場合においても通期の週休 2 日による施工に努めること。
 3. 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月ごとに技術者及び作業員などが交替しながら 4 週 8 休以上の休日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 4. 対象期間は、契約期間内において工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は含まない。
 5. 4 週 8 休以上とは、対象期間内に現場に従事した技能者及び技能労働者の平均休日日数の割合(以下、「休日率」という)が 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態をいう。
 6. 週休 2 日の確保の取組は、将来の担い手確保、入職しやすい環境づくりを目指すものであることから、週休 2 日による施工を実施する受注者は、その趣旨に沿った休日の取得に努めるものとする。
 7. 週休 2 日の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、技術者及び技能労働者などの休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を発注者へ提出する。
 - 2) 受注者は、実施結果を発注者へ報告する。
 8. 週休 2 日の実施状況について、発注者が必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
 9. 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合に応じて、以下の補正係数を労務費、現場管理費に乗じる。なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。
 - 1) 技術者及び技能労働者の休日率の状況
4 週 8 休以上
休日率が 28.5%(8 日/28 日)以上の場合
 - 2) 補正方法
当初予定価格から 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じている。なお、休日率の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、通期の週休 2 日交替制の補正係数に設計変更する。通期の 4 週 8 休に満たないものについては、補正係数を乗じない。
 10. 週休 2 日の実施計画書提出後、当該工事の全体工期については、影響は出ないものの、一部の施工内容・箇所に変更があり、工期内での期限を設ける必要がある場合は、対象期間外とできる場合があるので、受発注者間協議を行うこと。

週休2日達成工事等の判定フロー



週休2日達成工事等の判定フロー(補足)

- ※1 「週」は、日曜日から土曜日の7日間とする。なお、工期始期・終期、年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。
- ※2 地元説明会など発注者の指示により、受注者の責によらず土曜日または日曜日かその両方を閉所していない場合、代替日を設定している際は達成したとみなす。
- ※3 「月」は、暦の月に基づくものとする。暦上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。
- ※ 判定にあたっては、『参考②「完全週休2日を達成した工事」、「完全週休2日(土日)を達成した工事」、「月単位で週休2日を達成した工事」の判定』も参照。

「完全週休2日(土日)を達成した工事」、「完全週休2日(土日)を達成した工事」の判定

参考②

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「完全週休2日(土日)を達成した工事」→ 対象期間において、全ての週で土日現場閉所を行ったと認められる工事

(ただし、地元説明会などの発注者からの指示でやむを得ず代替日を設定している場合は対象とするが、今回の調査においては監督員で把握できる範囲で判断して構わない。)

「完全週休2日(土日)を達成した工事」→ 対象期間において、全ての週で週2日現場閉所を行ったと認められる工事(現場閉所が土日でない場合)

「完全週休2日(土日)を達成した工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての週で土日の現場閉所を実施している

「完全週休2日(土日)を達成した工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

全ての週で週2日現場閉所を実施している
※土日の完全週休2日を含む

「完全週休2日(土日)を達成していない工事」

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

完全週休2日現場閉所を実施できていない週がある(月単位の週休2日は達成)

「月単位で週休2日を達成した工事」の判定

参考②

工事期間中に受注者より提出された現場閉所を確認できる資料等(現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)により、達成状況を確認。

「月単位で週休2日を達成した工事」

→対象期間において、全ての月毎に4週8休(28.5%以上)を達成している工事

「月単位で週休2日を達成した工事」

「月単位で週休2日を達成していない工事」

なお、曆上週2日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%以上)を達成しているものと見なす。

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

→35.4%(11日/31日)

2月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28					

→32.1%(9日/28日)

3月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

→29.0%(9日/31日)

1月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7	
8	9	10	11	12	13	14	
15	16	17	18	19	20	21	
22	23	24	25	26	27	28	
29	30	31					

→35.4%(11日/31日)

2月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28					

→32.1%(9日/28日)

3月 黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

→22.5%(7日/31日)

(例1)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

→25.8%(8日/31日)
→現場閉所8日≧土日計8日
→月単位で4週8休を達成

(例2)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

→25.0%(3日/12日)
→現場閉所3日≧土日計2日
→月単位で4週8休を達成

(例3)

黄色塗:閉所日

日	月	火	水	木	金	土	日
5	6	7	8	9	10	11	
12	13	14	15	16	17	18	
19	20	21	22	23	24	25	
26	27	28	29	30	31		

※「週」は、日曜日から土曜日の7日間とし、工期始期・終期・年末年始休暇、夏季休暇などにより、7日間に満たない期間は達成判断の対象外とする。

30.0%
(27日/90日)
※工期全体では達成している

32.2%
(29日/90日)

記載例
契約後打合せ時

工事施工協議簿

<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input checked="" type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知		(第 ○ 回)					
工 事 名	○○○○工事						
工種、細目等							
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事 項	例1) 当工事において、月単位の週休2日による施工を実施しません。						
	例2) 当工事において、月単位の週休2日による施工を希望します。						
<input type="checkbox"/> 添付資料名	休日等取得実績調書			<input type="checkbox"/> 図面 全 葉			
【工事監督員】		令和6年10月1日					
上記事項について		<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。					
<input checked="" type="checkbox"/> 特記事項							
例1)		了解しました。 特記仕様書にも記載のとおり、月単位の週休2日が達成できない場合においても通期の週休2日による施工に努めてください。 なお、当初計上していた月単位の4週8休の経費補正については履行状況に合わせて設計変更します。					
例2)		了解しました。 月単位の週休2日による施工を実施してください。 また、月単位の週休2日の計画工程表を提出願います。					
<input type="checkbox"/> 変更契約の対象と		<input checked="" type="checkbox"/> しません。 例2)の場合 <input checked="" type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅滞なく行う。 例1) の場合					
【受注者】		令和6年10月1日					
上記事項について		<input checked="" type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。					
		<input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告 します。					
<input type="checkbox"/> 特記事項							
確認欄	主任監督員	監 督 員		現場代理人	監理技術者	主任技術者	

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内に✓を記入すること。

- 注1 現場代理人が、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。
- 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見(誰の意見であるかを明らかにすること。)を併記すること。

記載例
計画工程表受理時

工 事 施 工 協 議 簿

<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input checked="" type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知							(第 ○ 回)
工 事 名	○○○○工事						
工種、細目等							
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事 項	週休2日の計画工程表を提出します。 施工計画時における週休2日の確保の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。						
<input type="checkbox"/> 添付資料名	休日等取得実績調書					<input type="checkbox"/> 図面 全 葉	
【工事監督員】							令和6年10月15日
上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。							
<input checked="" type="checkbox"/> 特記事項 提出資料により、月単位の週休2日が確保されていることを確認しました。 また、計画工程表の内容が適正(妥当)ですので、この工程に沿って工事を進めて下さい。 なお、施工中に工程変更が必要となった場合は、別途協議します。							
<input type="checkbox"/> 変更契約の対象と							<input checked="" type="checkbox"/> しません。 <input type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅滞なく行う。
【受注者】							令和6年10月15日
上記事項について <input checked="" type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告 します。							
<input type="checkbox"/> 特記事項							
確認欄	主任監督員	監 督 員		現場代理人	監理技術者	主任技術者	

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内に✓を記入すること。

- 注1 現場代理人が、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。
- 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見(誰の意見であるかを明らかにすること。)を併記すること。

工事名 ○○○○工事

契約工期 2024年3月12日 ~ 2025年2月10日

対象期間 工事の始期 ~ 工事の完了日

2024年	曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
3月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
3月	計画																																
3月	実施																																
4月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		
4月	計画																																
4月	実施																																
5月	曜日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
5月	計画	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	
5月	実施																																
6月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
6月	計画	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
6月	実施																																
7月	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
7月	計画	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
7月	実施																																
8月	曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
8月	計画	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
8月	実施																																
9月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
9月	計画	休	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
9月	実施																																
10月	曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
10月	計画	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
10月	実施																																
11月	曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
11月	計画	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
11月	実施																																
12月	曜日	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
12月	計画	休	■	■	■	■	■	休	休	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
12月	実施																																
2025年	曜日	年	年	年	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
1月	計画	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
1月	実施																																
2月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
2月	計画																																
2月	実施																																
3月	曜日	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
3月	計画																																
3月	実施																																

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

計画時チェック

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、正確には、
4週8休以上: 8日/28日=28.571...%以上 のことなので、注意。

現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
= 74日/257日
= **28.794%**

週休2日達成判定 **完全週休2日(土日)達成**

ここが、「通期での4週8休達成」以上と
なっていることを確認する。

実施時チェック

現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
= 0日/0日
= **0%**

週休2日達成判定 **達成**

記載例
履行確認時

工事施工協議簿

<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input checked="" type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知							(第 ○ 回)
工事名		○○○○工事					
工種、細目等							
<input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾 <input checked="" type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告、 <input type="checkbox"/> 通知 事項		本工事における現場閉所状況が確定したので、報告します。					
		現場閉所状況の確認資料として、休日等取得実績調書を提出します。					
添付資料名		休日等取得実績調書			図面 全 葉		
【工事監督員】 令和6年12月15日 上記事項について <input type="checkbox"/> 指示、 <input type="checkbox"/> 承諾、 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 通知、 <input checked="" type="checkbox"/> 受理 します。 <input checked="" type="checkbox"/> 特記事項 提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。 経費補正の対象となるため、特記仕様書に基づき、事務処理を行います。 例1) (月単位の4週8休以上の場合) 提出資料により、現場閉所状況(率)が月単位で4週8休以上であることを確認しました。 当初計上の補正係数と変更ありません。 例2) (月単位の4週8休未満の場合) 提出資料により、現場閉所状況(率)を確認しました。 月単位で4週8休未満のため、特記仕様書に基づき、履行状況に合わせて設計変更の手続を行います。							
変更契約の対象と		<input checked="" type="checkbox"/> しません。 例1) の場合 <input checked="" type="checkbox"/> します。ただし、変更契約時期については、数量等の内容が確定した段階で遅滞なく行う。 例2) の場合					
【受注者】 令和6年12月15日 上記事項について <input checked="" type="checkbox"/> 了解します。 <input type="checkbox"/> 承諾願います。 <input type="checkbox"/> 協議、 <input type="checkbox"/> 提出、 <input type="checkbox"/> 報告 します。 <input type="checkbox"/> 特記事項							
確認欄	主任監督員	監督員		現場代理人	監理技術者	主任技術者	

(主 旨)

本様式は、工事に必要な指示、承諾、協議等を迅速かつ的確に行うためのものである。

(作成上の注意)

該当する□内に✓を記入すること。

- 注1 現場代理人が、工事の施工に当たり設計図書と工事現場の状況との不一致、条件の変更等に該当する事実を発見したときは、その内容をできるだけ詳細に記載することとし、必要に応じ図面等を添付すること。
- 2 措置に関する意見で、工事監督員と現場代理人とが一致しないものがあるときは、双方の意見(誰の意見であるかを明らかにすること。)を併記すること。

工事名 ○○○○工事

契約工期 2024年3月12日 ~ 2025年2月10日

対象期間 工事の始期 2024年5月6日 ~ 工事の完了日 2025年1月16日

2024年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
3月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
4月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
5月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
6月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
7月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
8月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
9月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
10月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
11月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
12月	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
2025年	年	年	年	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
1月	年	年	年	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
2月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
3月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	

【凡例】 ■:作業日 休:休工日 (空白):対象外期間

一時中止等、発注者があらかじめ履行の対象外としている期間は空欄とする。(対象期間外となる)

実施欄の作業日の始期及び完了日と一致しているか確認

実施時の対象期間始期は、この場合5月6日となる

夏期休暇(8月13日~15日)、年末年始(12月29日~1月3日)は対象期間としない。
この期間を作業日とする場合は、その日数分を他の期間で対象期間外とする。(実施欄を空欄とする)
下記は、1月3日に作業を行い、その代休を同月6日とした場合

実施時の対象期間完了日は、この場合1月16日となる

計画時チェック

- ・休工日(休)の合計が、現場閉所日数となる。…①
- ・作業日(■)と休工日(休)の合計が、対象期間日数となる。…②
- ・右記の現場閉所率は、①/②により計算される。
- ・現場閉所率は、正確には、
4週8休以上: 8日/28日=28.571...%以上 のことなので、注意。

現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
= 74日/257日
= **28.794%**

週休2日達成判定 = **完全週休2日(土日)達成**

実施時チェック

現場閉所率(%) = 現場閉所日数/週休2日確認対象期間
= 67日/238日
= **28.151%**

週休2日達成判定 = **月単位での4週8休達成**

これが履行状況

履行確認時 例

平均休日日数の割合（休日率）の算出シート

NO.	会社名	氏名	通期の週休2日				月単位の週休2日																																																																				
			対象期間	休日	休日率	平均	〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月			〇月																																									
							対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率	対象日	休日	休日率																																				
1	株式会社 美唄	美唄 太郎	365	97	26.6%	28.8%	31	8	25.9%	29.1%	28	8	28.6%	28.6%	31	9	29.1%	29.1%	30	8	26.7%	28.9%	31	8	25.9%	29.1%	30	8	26.7%	29.4%	31	8	25.9%	28.5%	31	8	25.9%	28.5%	30	8	26.7%	28.7%	31	8	25.9%	28.5%	30	8	26.7%	29.4%	31	8	25.9%	29.1%																					
2	株式会社 美唄	美唄 次郎	365	110	30.2%		31	9	29.1%		28	8	28.6%		31	9	29.1%		30	10	33.4%		31	9	29.1%		30	8	26.7%		31	10	32.3%		31	8	25.9%		30	8	26.7%		31	10	32.3%		30	8	26.7%		31	10	33.4%		31	11	35.5%																		
3	株式会社 美唄	美唄 三郎	365	107	29.4%		31	10	32.3%		28	8	28.6%		31	9	29.1%		30	8	26.7%		31	10	32.3%		30	8	26.7%		31	8	25.9%		31	8	25.9%		30	8	26.7%		31	8	25.9%		30	12	40.0%		31	10	32.3%																						
4	美唄建設 株式会社	美 太郎	199	58	29.2%																																																																						
5	美唄建設 株式会社	美 次郎	194	55	28.4%																																																																						
6																																																																											
7	下請け業者の場合は下請契約期間内の現場作業開始日から終了日																																																																										
8																																																																											
9																																																																											
6																																																																											
7																																																																											
8																																																																											
9																																																																											
10																																																																											
11																																																																											
12																																																																											
13																																																																											
14																																																																											
15																																																																											

週休 2 日工事における施行成績評定の取り扱いについて

週休 2 日【現場閉所・交替制】の確保の評価は、週休 2 日を標準としたことから、それ自体の評価を行わない。従前の施行成績評定のとおりに、休日確保の観点で、下記において評価を行う。

(考査項目別運用表 様式-2K④ 及び 様式-3K① 2. 施工状況 II. 工程管理)

様式-2K④ 《例》

工事成績採点の考査項目別運用表(土木用)

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

考査項目	細別	a	b	c	d		
2. 施工状況	II. 工程管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切	
		該当	評価	「評価対象項目」	評価	評価	
				<input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取組を行っている。	<input type="checkbox"/> 工程管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		
				<input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。			
				<input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。			
				<input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。			
				<input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。			
				<input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。			
				<input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんどない。			
				<input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。			
				<input type="checkbox"/> 「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。			
				<input type="checkbox"/> その他(理由:)			
				0		0	該当項目の内達成項目が90%以上……a
							該当項目の内達成項目が80%～90%未満……b
		評価率 #####		該当項目の内達成項目が80%未満……c			
		評定 c		※該当項目が2項目以下の場合はc評価とする。			
		点数	0				

様式-3K① 《例》

工事成績採点の考査項目別運用表(土木用)

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

考査項目	細別	a	b	c			
2. 施工状況	II. 工程管理	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣る。		
		該当	評価	「評価対象項目」			
				<input type="checkbox"/> 気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。	<input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取組がみられた。		
				<input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			
				<input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。			
				<input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民の生活サイクルへの配慮がみられた。			
				<input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。			
				<input type="checkbox"/> その他(理由:)			
				0		0	※該当5項目以上……a、3項目以上……b、その他は……cとする。
				評定 c			
				点数		0	

また、工事監督員は、受注者が下記の項目を履行できた場合、施行成績評定において評価を行うこととする。

1. 週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日(土日)を達成している。
2. 週休2日工事【交替制】において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。

工事監督員は以下の手順により評定を行うこと。

【成績評定における評価項目】

主任監督員

様式-4C②

5. 創意工夫 I. 創意工夫 ■ 施工関係 18 その他

理由は「週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日(土日)を達成している。」か「週休2日工事【交替制】において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。」を記載し、評価する。

様式-4C② <<例>>

工事成績採点の考査項目別運用表(土木用)

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。

評価項目	細別	工夫事項	1/2
5. 創意工夫	I. 創意工夫	■ 施工関係	
		<input type="checkbox"/> 1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 7. 照明などの視界の確保に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 10. 支保工、型枠工、足場工、仮橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。	
		<input type="checkbox"/> 15. ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。	
		<input type="checkbox"/> 16. 特殊な工法や材料を用いた工事。	
		<input type="checkbox"/> 17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。	
<input type="checkbox"/> 18. その他(理由:)			
※上記項目に該当する場合、5点~0点の範囲で1項目1点の加点とする。			
小計	0		
	■ 品		
	<input type="checkbox"/> 設備、電気品質向上に関する工夫。		
	<input type="checkbox"/> ートの材料、打設、養生に関する工夫。		
	<input type="checkbox"/> ケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。		
	<input type="checkbox"/> 作業等に関する工夫。		
	<input type="checkbox"/>)		
	る場合、2点~0点の範囲で1項目1点の加点とする。		

1. 週休2日工事【現場閉所】において、完全週休2日(土日)を達成している。

2. 週休2日工事【交替制】において、全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している。

上記の項目を履行できた場合、その他で記入し、加点評価を行うこととする。